

平成27年度第1回豊後高田市総合教育会議議事録

日 時 平成27年8月27日(木) 13:22-14:07

場 所 市役所高田庁舎2階応接室

出席者(市長部局) 永松市長

(教育委員会) 大嶽委員長、松田職務代理者、高井委員、宮崎委員、
河野教育長

事務局 市 : 佐藤総務課長、近藤総務法規係長

教育庁: 佐藤総務課長、小川学校教育課長、板井参事、黒田課長補佐

○佐藤(市総務課長)

ただ今から、平成27年度第1回豊後高田市総合教育会議を開催いたします。

開会にあたりまして、この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、原則公開するとなっております。

この法律の趣旨にそって、原則、公開で開催させていただきたいと思います。

会議内容につきましても、原則公開させていただきますので、ご了承願います。

今日は、新聞記者の方とケーブルの方がいられております。

はじめに、永松市長よりごあいさつ申し上げます。

○永松市長

本日は、お忙しい中、総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、創設された制度であります。法律改正の背景には、いじめ等の問題で、首長と教育委員会の連携がうまく図られず、対応が遅れた大津市の事件がもととなっております。

そうしたことから、この会議は、市教育方針や、重要な教育課題、緊急事態に対し、市長と教育委員会が、協議・調整を行う場となるもので、今回が初めての開催となります。

教育は、私の市政の重要な柱の一つであります。

これまでも私は、教育がどうあるべきか、教育長や皆さんとも議論してまいりましたし、現場の校長先生たちにも、学校経営がどうあるべきかを、一緒になって議論してまいりました。

また、PTAや地域の皆さんには、先生たちを応援してほしい、一緒になって子どもの教育に取り組んでほしいとお願いしております。その形が、学びの21世紀塾でありまして、そうして皆さんが協力してくれたおかげで、下村文部科学大臣からも取り上げていただきました。

また、教育が活発になれば、市も元気になりますし、豊後高田市で子育てをしたいと、住んでいただける方も増えますので、地方創生の取組においても、教育は、大変重要な要素であります。

今後ともさらなる教育の推進に取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

本日は、この会議の運営方法、そして市の教育大綱について協議させていただきたいので、みなさんの忌憚のないご意見をお願いいたします。

本日は、よろしく申し上げます。

○佐藤（市総務課長）

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。

まずこの会議の運営要綱の制定でございます。現時点では（案）となっておりますけれども、法律の中では、総合教育会議の中で定めるということとなっております。決定までは、私のほうで進めさせていただきたいと思いますが、まず、お手元の運営要綱（案）を制定しまして、総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めていただきたいと思います。

内容につきまして、事務局から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○近藤 総務法規係長

市総務課の近藤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、豊後高田市総合教育会議運営要綱（案）をご覧ください。

左側に要綱の案、右側には、参考としまして、この会議の根拠となる法律を抜粋したものを付けております。内容は、会議の内容は、ほぼ法律で説明しています。

これを補足するものとして、法律の第9項、一番下の部分ですが、ここで定めているもののほか、会議の運営に必要な事項は総合教育会議が定めるとなっています。よって、必要な事項を要綱で定めるものでございます。

再度、上から法律をご覧ください。

第1条の4第1項では、この総合教育会議を設置する根拠と、この会議で行いますことを定めています。

まず、この会議は、地方公共団体の長、市長が、設置します。

そして、この会議でやることは、「教育大綱の策定に関する協議」、市の教育方針の大きな柱でございます。「次に掲げる事項についての協議」と書いておりますが、これは（1）に書いていますように、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の進行を図るための重点的に講ずべき施策、そして、（2）に書いています児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、これらを協議するとなっております。

そして「これらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整」とありますがこれは、市長と、教育委員会の事務の調整であります。

これらの「協議と調整」をやりますというのを定めています。

法律の第2項では、この会議の構成を定めておりまして、本市の場合は、市長と、教委委員会の委員の皆さんであります。

法律第3項では、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集すると定めております。その招集方法、会議成立の要件、会議の進行役を、要綱第2条で定めています。具体的には、第1項で、市長が、会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知します。第2項で、市長、教育長は必ず出席、そして教育委員会の委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないとしています。第3項で、市長が議長となり、議事進行を行うとしています。

法律の第4項では、教育委員会は、教育委員会の権限に属する事務で、協議する必要があると思う場合は「こういう事項を協議したいので会議を招集してください」と市長に求めることができると定めています。

法律の第5項は、この会議で協議をする際に、関係者や学識経験者の意見を聴くことができるとしていますので、だれが出席要請をするのかを要綱第3条で市長が出席を要請すると定めています。

法律の第6項は、この会議は公開制となっておりますけれども、個人の秘密を守るためや、会議の公正が害される場合など、必要な場合は非公開でもいいですと定めています。よって、要綱第4条で、いついつの会議を非公開にするという意思決定の仕方を、定めています。市長、教育委員会で協議をして、市長が決定するとしています。

法律の第7項は、市長は、この会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表するよう努めなければならないと定めていますので、その議事録に入れる項目や、公表方法を、要綱第5条で定めています。具体的には議事録に入れる項目は、会議日程、出席者、協議・調整事項、発言要旨、公表の方法は、市ホームページで行うようにしています、ただし、会議を非公開とした場合は公表しないことができるとしています。

法律の第8項は、総合教育会議で事務の調整を行った事項は、市長も教育委員会もその調整結果を尊重しなければならないと定めています。また、会議の庶務をどこが担当するのかというのは、法律にはありませんので、要綱第6条で、会議の庶務は市総務課において処理すると定めています。

要綱第7条では、この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会議において市長が定めるとしています。

そして最後に、この要綱は、本日、平成27年8月27日、本日から施行するとしております。

本日、委員の皆様にご了承いただけましたら、本日付けで施行させていただくものがあります。以上で説明を終わります。

○佐藤（市総務課長）

ただいま、事務局から豊後高田市総合教育会議要綱案について、ご説明申し上げました。質疑等あればお願いいたします。

（質疑なし）

○佐藤（市総務課長）

それでは、この案で決定してよろしいでしょうか？

それでは、この案で豊後高田市総合教育会議運営要綱を制定いたします。

ありがとうございました。

○佐藤（市総務課長）

それでは、協議に移ります。

次第4の協議・調整事項でございますけれども、先ほど制定いただきました要綱の中で、会議の進行は、市長が議長として進めるということになっておりますので、よろしくをお願いします。

○永松市長

それでは、私が議長になるということですので、会議を進めてまいります。

次第4の、協議、調整でございます。

まず、1点目の「豊後高田市教育大綱の策定について」この会議で協議していただく大変重要な事項でございます。事務局から説明をお願いします。

○佐藤（教育庁総務課長）

皆さんこんにちは、教育庁総務課長の佐藤です。

教育大綱について説明させていただきます。

教育大綱（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項により、地方公共団体の教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策については、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。

今回策定する大綱については、教育基本法第17条第2項に「地方公共団体は教育基本法の規定に基づいて教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」とありますので、豊後高田市の教育の基本理念として提案をさせていただきます。

なお、豊後高田市におきましては、教育振興計画に代わる豊後高田市総合計画があり、現在、別添えで抜粋をお配りしております、総合計画に基づき各種計画を実施中であります。

その中で、教育部門の基本構想の中に施策の大綱として、インデックス1をつけているところがございます、「あす（将来）を担うひとづくり」がありますので、それを基本理念とし、基本計画の項目を提案により豊後高田市教育大綱（案）としたいと思っております。

大綱案についてはインデックス2のところにあります。

この基本理念を支える柱として、以下6つの基本計画を提案します。

1. 夢を描（えが）き、実現できる子どもの育成
2. 子育てにやさしいまちづくり
3. 生涯学習の推進
4. 地域とともに歩む教育
5. 歴史的文化遺産の活用と芸術文化活動の充実
6. スポーツ・レクリエーションの振興です。

これが、大綱の骨子となる（案）でございます。

次に、インデックス3において、1から6項目について、記載をしておりますので、代表したところを提案の中身にさせていただきます。

「1. 夢を描（えが）き、実現できる子どもの育成」については、こどもの学力、心、体の育成や特色ある学校・学園づくりの充実を目指したいと思っております。

次に「2. 子育てにやさしいまちづくり」については、子どもを安心して生み育てる子育て環境の整備に向けて、家庭と地域、関係機関が連携を強化し、子育て支援の充実を図ります。

次に「3. 生涯学習の推進」については、生涯学習は自ら知識・技術を習得し、生きがいづくりや地域づくりのお手伝いをする場であります。図書館・公民館などの社会教育関係施設を通じて、学習講座の拡充を図ります。

「4. 地域とともに歩む教育」については、次世代を担うふさわしい、豊かな人間性や社会性を身につけた青少年の育成のために、家庭・学校・地域社会が一体となって子育てを支え合う体制づくりに努めます。その一環として、学校運営協議会の拡大や充実を図ります。

「5. 歴史的文化遺産の活用と芸術文化活動の充実」については、豊後高田市には歴史的文化遺産が多くありますので、保護、継承に努めるとともに、市民の芸術・文化に親しむ心を育むため創作や発表活動への支援を図ります。

「6. スポーツ・レクリエーションの振興」については、本市では、健康づくりが重要施策に挙げられています。スポーツやレクリエーションを行うことで、健康づくりはもちろんのこと、地域コミュニケーションの円滑化を図るうえで大きな役割を果たしています。市民の誰もが生涯にわたってスポーツ等を通じて心身とも健康で生き生きとした生活ができるよう団体の育成や支援、施設の整備を図ります。

以上の6つの柱を基に、「豊後高田市教育大綱（案）」を提案させていただきます。

なお、詳細につきましてはインデックスの4以降に記載していますのでご覧ください。また、市総合計画につきましては、今年度見直しの時期となっておりますので大綱案につきましては、その時点で再度見直しを行うこととなりますので、ご承知ください。以上です。

○永松市長

ただいま事務局から説明がありました、教育大綱でございますが、ご質問、ご意見は、ございませんでしょうか？よろしく申し上げます。

何か、ございませんでしょうか？

この冊子、総合計画の中に、これがあるということですか？

○佐藤（教育庁総務課長）

教育編にただいま説明した部分が記載されておまして、それを柱とさせていただきたいということです。

○永松市長

そしてまた、総合計画が今年が改訂の年なので、そういうことの中で、これも改訂していくけれども、今現在としては、これが総合計画に残っているので、これでということです。

○松田職務代理者

これは何年に制定されたのか？

○佐藤（教育庁総務課長）

改訂が24年の3月です。

○永松市長

10年です。5年に1回。

○佐藤（市総務課長）

5年のと時の見直しですが、通常よりも大きな見直しをして、事業をほとんど前倒しでやってしまったので、新たに定住というのを大きく打ち出したのが、この計画です。

○永松市長

これは23年でなかったか？

○佐藤（教育庁総務課長）

23年度にやったので24年の3月。

○永松市長

この総合計画を作ったときに、定住対策ということで、3万人構想を打ち出した。

○佐藤（市総務課長）

そういうことです。

○松田職務代理者

今、それが現実に動きはじめて、かなり状況が変わってきてるので、さらにこれを？

○市長

そうではなくて、総合計画は10年10年なんです。だからこれから10年10年のうちは、24年は、後半の5年を改定したので、これが終わりましたので、今度はこれから10年の総合計画を、今回の場合は地方創生の5カ年の総合戦略も作ってますので、これを中心にしながら、これを膨らんでいって10年間にもっていくということです。

○永松市長

教育長、どうなんでしょうか？基本計画が変わることがあり得るんですか？

○河野教育長

文部科学省も、大きく、教育そのものを、これから、今、大学入試関係が大きく変わりますんで、それに伴って高校も変え、それから小・中学校も変え、そして小・中・高・大の接続をスムーズに行うということで、大きく変えようとしていますので、変わってくると思います。

そして、今、特に、アクティブラーニングの手法を、新しく文科省が取り入れて、そして具体的に進めておりますし、小・中学校の義務制においても、こういう自ら課題を見出して、そしてそれを解決していく、基礎・基本は当たり前だと、発表力や思考力などにずっと重きをおいた教育をこれからすべきだということで、具体的な今提案がなされようとしている、そういうふうに思っています。

○永松市長

とりあえずは、来年はもう1回大綱を見直さなければいけない、だから1年間、この1年間の大綱になるかな。

○永松市長

何かご意見はありませんでしょうか？

○河野教育長

スポーツ・レクレーションのところもですね、中学生、高校生が今、世界でも活躍しておるように、オリンピック、パラリンピックを目指して、義務教育の中でもそういう子供たちの育成も、そういう計画もうたってっておりますので、スポーツのところもずいぶん変わってくると思います。

○永松市長

事務局、補足説明はないですか？

こういうものについては、中々意見も出しにくい部分であることですので、

○松田職務代理者

市長、私も思うんですけど、今、社会が非常に複雑化してきて、我々が子どもの頃とはずいぶん環境も雰囲気も違うので、学校だけであるとか、委員会の中だけであるとか、そういう部門だけでは、もう中々処理できない問題もいっぱい出てきているみたいですので、非常にいい機会だと思います。こういう会を持つのは。

みんなで改革をやっていくということが必要ですので、ぜひ、この会を役立てていけたらなあと思います。

○永松市長

私も、皆さん方とは、うちの場合はいろいろ話しているから、そこへんのはあまりない、私と教育長もそうで、いつも話しているから、そこはないけれども、そうは言いながらも、公式にこういうような場があったほうが、やはりいいだろうと。

はい、どうぞ。

○高井委員

今ちょっと、大きな枠組みのところだと思うんですけど、具体的に入っていいんですかね。何でも。今、教育長がおっしゃったように、今の社会情勢は、基礎・基本だけではなくて、表現力、思考力が求められている。

最近よく、地頭（じあたま）の良さを社会が、地頭というのをよく聞くんですけど、地頭のいい子を求めるという、企業も採用するときに、ただ学校の成績だけでなく、地頭のいい子を、というふうに聞くんです。地頭というのを調べてみたら、さっき、教育長がおっしゃったような、自ら問題を提起して、それを解決していくとか、そういうことだと思うんですけど、地頭を鍛えるのに4つ方法があるとか、一つの説ですから、

これが絶対とは言えないと思うんですけど、その人によると4つ方法があって、4つあった中に、やっぱり、本を読むということがと、その人は言っていました。

それで、ここに書いてある中に関係してくるんですけど、新図書館の整備というところで、これも最近、私は初めて知ったんですけど、読書通帳というのがあるらしくて、やっぱり、なんて言いますか、私なんかもそうですが、図書館に行って、本を借りて読むのはいいんですけど、返してしまったら記録が残らないので、どうしても、図書館で本を借りるとというのが、中々遠のいてしまいます。

読書通帳をつくることで、自分が読んだ本を記録できる、貯金通帳のような形を想像してもらえばいいと思うんですけど、そういうのがあるらしくて、こういうのがあればいいかなというふうな考えを、ただ、機械が高いでするので、経費がいる問題ですから、簡単にはできないんですけど、そういうのがあるらしい。

自分が読んだ本の記録が貯まっていく、その楽しみもありますし、そういうのも、一つの図書館活性化の方法ではないかなという。

○永松市長

そうですね。自分が書くわけではないんですよ。

○高井委員

自分が書くわけではなくて、機械に入れば。

○佐藤（教育庁総務課長）

個人ごとに貸出録というか、そういう形をイメージしている。

○高井委員

銀行の通帳みたいに印字されると思うんですが。

○大嶽委員長

今の図書カードも一応記録は残っていて、過去のもわかるようになっているのではないですか？

○河野教育長

今、市長、図書館のほうはですね、現時点で20万人の利用者が超えている。

大体、年間で1人19.5冊ぐらい貸出しをしている。その中の児童・生徒の数は、正確に把握しておりませんが、確実に、児童・生徒も図書館利用を、特に、市長に要望して作っていただいた学習室ですね、夏休みに、何度かのぞきましたけど、みんな一生懸命で、快適な空間ではあります。

○永松市長

私も夢は、来たとき一番先にやりたいなと思ったのが、図書館だった。なんとなく文化度がわかるような、どういう図書館があるかということで、そういう感じがするじゃないですかね。

○小川（教育庁学校教育課長）

図書館の活用でですね、火曜日は休館日なんですけど、その休館日を活用して、学校がその日単独で入って、調べ学習をするということもやっております。

○佐藤（教育庁総務課長）

一応、昨年度からスクールサービスデーということで。

○小川（教育庁学校教育課長）

一般市民が入らない中で、学校だけでやっている。

○佐藤（教育庁総務課長）

クラス単位とか、小さいところだと学校単位でもいいですよということで。

○松田職務代理者

お互い何も気にせずにできますよね。

○宮崎委員

学校が運営する？

○佐藤（教育庁総務課長）

申込があれば、学校がこちら（図書館）に来る。

○宮崎委員

スタッフがいらっしゃる。対応するんですね？

○松田職務代理者

スタッフの当番がいるわけですか？

○小川（教育庁学校教育課長）

スタッフが対応します。

○佐藤（教育庁総務課長）

スタッフが休日対応します。

○河野教育長

適正に応じてスクールバスも。

○佐藤（教育庁総務課長）

県内は、県立とうちぐらい。県立図書館がやっているということで、昨年から協議させていただいて始めています。

○永松市長

いろいろ議会でも言ったけども、ここの図書館の管理者はよくやっけていただけています。

○河野教育長

県内の市町村も高田を見に来て、ぜひ作りたいと。

○永松市長

おかげでみんなで議論して、作っていただいたんで。

それではどうでしょうか。大綱について、今、質問、それからご意見がありましたけども、そのほかで、なければこれについて策定をしたいと思いますが、策定してよろしいでしょうか。

○永松市長

賛成で、みなさん、ご異議ありませんか。

○永松市長

ありがとうございます。それでは、豊後高田市教育大綱を決定したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次に2点目の意見交換でございますが、教育について、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

直近の話では、中学のあの子どもたち、という話になってきますけども。そういう時代、さすがに、日本の警察というのはすごいなと思いつながら、ただ、その常習犯の人が、その、どうにもならないのでしょうかけれども、おるということで、人権の問題で、どうにもならないのでしょうかけれども、大変なことですね。

○河野教育長

豊後高田市の教育委員会としましても、夕刊を見てから、すぐ課長と相談しまして、夏休み中ということもあって、小・中学生、幼稚園を含めて、全員の安否確認をその日のうちにさせました。各学校から、一次報告、二次報告とあがって、最初のときは「何名連絡が付きません」ということをすぐあげてもらって、そのあと時間をおいてですね、「何名つきました」ということで。あれ、どれくらいで確認できた。1時間以内だったかな。

○小川（教育庁学校教育課長）

そうですね。最初 30 分で一次確認をするようにということで。

○河野教育長

これは、豊後高田市だけがしたんです。大分合同の夕刊を見てですね、私たちも詳しく知ったので。それで。

○松田職務代理者

保護者からもありました。「こんな連絡が学校からあったんよ。どうしたんかな」と。保護者がびっくりしてました。

○河野教育長

夏休みで、授業日ではありませんので、確認をさせてもらいました。

○松田職務代理者

あの子たちは、ただ、犯人はもちろん悪いんですけど、あの子たちも、その夜中じゅう、二人で出たというのは、あれは、どういうことなんですかね。

○河野教育長

そこが、私のところも、何人かと保護者や地域の方たちと懇談する会議の中で、その子どもたちを、その、地域がよくこう、何も声もかけずに放ったらかしていたなというような声は、何人か聞きました。

○松田職務代理者

あの日だけじゃなくて、どっか隅の方でキャンプやったりとか、夏休み中にそういうことを何回かやっていたみたいなの。

○河野教育長

わざわざそれ用のテントまで買っていたようでしたから。

○永松市長

そこへんのものが、我々のような小さな市なら、できることかなと思いますが、そういう面では、小さな市の利点を生かして、皆さんで声をかけるというのは必要ですね。

○高井委員

それと、ああいう夜中にこう、子どもがうろうろするのを、割と問題視しないような、ちょっと社会風潮になっているというのが、私はどうも感じるんです。全国的に。

○松田職務代理者

今の保護者の中でもそういう話を。都会からこちらに嫁いでこられてる方なんかの話の中では、「都会のほうは結構あるんよ」みたいな言い方をするんですよ。今の保護者自体が。案外そういうのを許すような環境もあるのかなという。

○高井委員

それと携帯があるもんですから、すぐ連絡とれるから、割ともうハードルが低くなってるというのを。まあ、テレビで言っていたことですが。

○松田職務代理者

田舎だからといって、それはでも、安心はできない部分もありますからね。

○永松市長

親と子どもとの関係も、やはりありますよね。

○松田職務代理者

非常にそこは入り込みづらい部分ですが。でも、放っておくわけにはいかん、もしそう感じた場合は、入っていかざるを得んのではないですかね。

○永松市長

そう思いますけどね。私は「教育の崩壊」という、一時、NHKでどンドン出たときが、私が一番関心して見たというのは、NHKの教育の崩壊の中で、イギリスの教育の立て直しが、ものすごく印象に残って。その前後で、高校の先生たちが、「もう我々は子どもたちの教育ではなく、親の教育もしなければならんのではないか」という話をしたのが、非常に印象深かったですね。そこへんのものが、やっぱり難しいですよ。

やはり、先生方には、申し訳ないけども、何べんも何べんも言ってもらう、声かけてもらうということではないでしょうか。

○大嶽委員長

教育委員会でいろいろ議論になったんですけど、やっぱり、親を教育するというのは、経済的な背景とか、仕事の面とか、いろいろ保護者が抱えている部分を、学校がどこまで踏み込めるかというところで、結局、子育てとの関係とか、そのへんでまた市長さんのお力を借りないといけないところも大きいなというふうに感じたんですけども、なかなか学校サイドだけでは、親はなかなか説得できないこともありますね。

○松田職務代理者

かといって放っておくと、そういう子がそういう環境の中で大きくなっていくと、また変な環境ができますもんね。

大人はどうしようもないですけども、子どもは守ってやらないとという気持ちがありますけれども。

○教育長

我が子のこととなると、お父さんもお母さんも感情が高ぶってしまう。それで、そのときに、学校がいくら言っても聞く耳を持たないというところがあつて。

○永松市長

それでは、意見交換はこれくらいでよろしいでしょうか。

その他については、事務局よろしいでしょうか

○佐藤 市総務課長

特にはございません。

○市長

これで、事務局にお返しすればいいですかね。

○佐藤 市総務課長

では、皆様ありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度豊後高田市総合教育会議を終了いたします。今後につきましては、随時議題が出ました段階で、また開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。今日はありがとうございました。

(終了)